

芦北町過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

熊本県葦北郡芦北町

目 次

1	基本的な事項	
(1)	芦北町の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	2
(3)	行財政の状況	4
(4)	地域の持続的発展の基本方針	6
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	9
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7)	計画期間	10
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	10
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	11
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計 画	
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	
3	産業の振興	13
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計 画	
(4)	産業振興促進事項	
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	
4	地域における情報化	25
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計 画	
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	
5	交通施設の整備、交通手段の確保	26
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計 画	
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	
6	生活環境の整備	29
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計 画	
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	33
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	
(3)	計 画	
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	
8	医療の確保	36
(1)	現況と問題点	
(2)	その対策	

(3) 計 画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
9 教育の振興	38
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計 画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
10 集落の整備	42
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計 画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
11 地域文化の振興等	44
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計 画	
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	
12 再生可能エネルギーの利用の促進	46
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	47
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	
 事業計画（令和3年度～令和7年度）【過疎地域持続的発展特別事業分】	 48

芦北町過疎地域持続的発展計画

1 基本的な事項

(1) 芦北町の概況

① 概要

芦北町は、熊本県の南部に位置し、北側の八代市、南側の水俣市・津奈木町との境を山々に隔てられ、東は球磨川を境とし、西部には不知火海に面している。東西南北を山、川、海によって区切られ、この区域に標高200mから900m前後の山々が連なり、町土の約8割は山林となっている。町の西岸は芦北海岸県立自然公園に指定されている。平地は、海岸及び河川の流域に分布するのみで、それ以外のほとんどが丘陵山岳地帯である。

気候は海岸地域と山間地域では幾分条件が異なるが、海岸地帯は暖流の影響により暖かく、ほとんど無霜地帯であるのに対し、山間地域は降雨量、湿度共に多く、比較的冷涼な地帯である。年間平均気温は17～18度、年間降雨量は2,000mm前後となっている。

地域の西部を肥薩おれんじ鉄道、東部の球磨川沿いにJR肥薩線が走り、国道3号が肥薩おれんじ鉄道と並行している。また、南九州西回り自動車道の整備が進む中、本町では田浦インターチェンジと芦北インターチェンジが完成し、供用されている。

町中心部から熊本市へは北へ74km、八代市へは32km、県境の水俣市へは南へ22km、人吉市へは東へ40km、近隣都市へは車で1時間前後の距離である。

本町は、万葉の時代から「葦分（あしきた）の国」として知られ、古くから九州南部への海・陸両路の重要な拠点であったことがうかがえる。さらに、大陸文化との交流形跡も見られるほか、近世には肥薩国境の要衝の地となり、城下町として、あるいは宿場、商い場、湯治場として栄え、県南の政治・経済・文化の中心として発展した。

平成17年1月1日に田浦町と芦北町が合併して新「芦北町」が誕生し、令和3年4月1日現在の人口は16,388人となっている。

② 過疎の状況

国勢調査によると、本町の人口は、昭和25年に37,724人のピークを迎えて以降、減少を続けており、昭和50年に27,909人、平成27年には17,661人と、昭和50年以降の40年間で10,248人減少している。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）によると、令和7年に14,400人、令和12年には12,840人と、今後も人口が減少していくと推計されている。

年代別にみると、昭和50年には14歳以下が6,956人（構成比率24.9%）、15歳から64歳までが17,476人（同62.6%）、65歳以上が3,477人（同12.5%）であった。その後、平成27年には、14歳以下が1,886人（同

10.7%)で5,070人減少、15歳から64歳までは8,716人(同49.4%)で8,760人減少している一方、65歳以上は7,056人(同40.0%)で3,579人増加している。今後は、全体的な人口減少に伴い、65歳以上の人口も減少していくものの、高齢化率(65歳以上人口比率)は上昇が続くことが予想される。

③ 産業構造の変化

産業別就業構造では、昭和50年に第1次産業は5,170人(構成比率57.0%)であったが、平成27年には1,224人(同15.5%)と減少している。第2次産業は、昭和50年に3,417人(同18.0%)であったのが1,804人(同22.9%)、第3次産業は、4,188人(同25.0%)が4,845人(同61.5%)となっている。第3次産業の構成比率は増加しているが、過疎化・高齢化による後継者、担い手不足から第1次産業は大幅に減少しており、産業構造は大きく変化している。(注:分類不能産業従事者が存在するため、表1-1(4)の総数とは一致しない。)

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

国勢調査による人口は、昭和50年に27,909人だったが、平成27年には17,661人と10,248人減少している。人口動態からみると、近年は毎年300人~400人の人口減少が続いており、令和2年の推計人口は15,811人となっている。

自然増減は、平成2年以降、死亡数が出生数を上回る自然減に転じている。社会増減については、昭和50年以降、転出が転入数を上回る社会減が続いている。また、普通出生率については、平成3年以降1.00%を下回っており、令和2年は0.58%であった。近年は0.4%~0.6%で推移している。

本町では、高齢化・少子化による人口減少の進行に加え、青年層の人口流出が続いていることが、更なる人口減少を招いている。

② 産業の推移と動向

本町の就業人口は、平成22年から平成27年までに、8,413人から7,879人となり、534人減少している。産業別就業人口は、この5年間で、第1次産業が165人減少、第2次産業が292人減少、第3次産業が73人減少し、全産業で就業人口の減少が進んでいる。

産業別就業人口割合で見ると、昭和50年時点で全体の40%を占めていた第1次産業は、平成27年には15.5%と年々割合を減らしてきている。第2次産業においては、昭和50年時点で27.1%だった割合が、平成7年に35.7%まで増加したが、それ以降は減少が続き、平成27年には22.9%となっている。第3次産業は昭和50年に32.6%だったが、平成27年には61.5%となるまで増加しており、現在は、第3次産業に大きく依存している構造となっている。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 35,777	人 27,909	% △22.0	人 25,024	% △10.3	人 20,840	% △16.7	人 17,661	% △15.3
0歳～14歳	13,187	6,956	△47.3	4,604	△33.8	2,493	△45.9	1,886	△24.3
15歳～64歳	19,909	17,476	△12.2	15,498	△11.3	11,442	△26.2	8,716	△23.8
うち15歳～29歳 (a)	7,508	5,373	△28.4	3,553	△33.9	2,482	△30.1	1,545	△37.8
65歳以上 (b)	2,681	3,477	29.7	4,921	41.5	6,902	40.3	7,056	2.2
若年者比率 (a)／総数	21.0%	19.3%	—	14.2%	—	11.9%	—	8.7%	—
高齢者比率 (b)／総数	7.5%	12.5%	—	19.7%	—	33.1%	—	40.0%	—

※年齢不詳があるため各年齢区分の合計と総数は一致しない。

表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数 (人)	構成比	実数 (人)	構成比	増減率	実数 (人)	構成比	増減率
総数	23,227	—	21,698	—	△6.6%	20,283	—	△6.5%
男	10,871	46.8%	10,138	46.7%	△6.7%	9,443	46.6%	△6.9%
女	12,356	53.2%	11,560	53.3%	△6.4%	10,840	53.4%	△6.2%

区分	平成27年3月31日			令和2年3月31日		
	実数 (人)	構成比	増減率	実数 (人)	構成比	増減率
総数 (外国人住民除く)	18,611	—	△8.2%	16,783	—	△9.8%
男 (外国人住民除く)	8,765	47.1%	△7.2%	7,928	47.2%	△9.5%
女 (外国人住民除く)	9,846	52.9%	△9.2%	8,855	52.8%	△10.1%
参考 男 (外国人住民)	6	—	—	13	—	—
参考 女 (外国人住民)	24	—	—	29	—	—

表 1-1 (3) 人口の見通し (社人研推計)

(単位: 人)

区分	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2050年 (令和32年)	2060年 (令和42年)
総数	16,019	14,400	12,840	11,340	9,899	7,305	5,374
年少人口 (0～14歳)	1,654 10.3%	1,430 9.9%	1,215 9.5%	1,028 9.1%	859 8.7%	597 8.2%	436 8.1%
生産年齢人口 (15～64歳)	7,213 45.0%	6,081 42.2%	5,179 40.3%	4,480 39.5%	3,874 39.1%	2,721 37.2%	1,938 36.1%
老年人口 (65歳以上)	7,153 44.7%	6,889 47.9%	6,446 50.2%	5,831 51.4%	5,166 52.2%	3,988 54.6%	3,000 55.8%

※令和2年3月設定

表 1 - 1 (4) 産業別就業人口の動向 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 15,248		人 12,833	% △15.8	人 13,029	% 1.5	人 12,511	% △4.0	人 11,837	% △5.4	人 11,301	% △4.5
第1次産業 就業人口比率	57.0%		40.3%	—	34.6%	—	32.1%	—	25.3%	—	21.1%	—
第2次産業 就業人口比率	17.7%		27.1%	—	29.6%	—	29.7%	—	33.2%	—	35.7%	—
第3次産業 就業人口比率	25.3%		32.6%	—	35.8%	—	38.2%	—	41.5%	—	43.2%	—

区 分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 10,386	% △8.1	人 9,553	% △8.0	人 8,413	% △11.9	人 7,879	% △6.3
第1次産業 就業人口比率	18.0%	—	18.2%	—	16.5%	—	15.5%	—
第2次産業 就業人口比率	33.1%	—	27.0%	—	24.9%	—	22.9%	—
第3次産業 就業人口比率	48.9%	—	54.7%	—	58.5%	—	61.5%	—

表 1 - 1 (5) 人口動態 (熊本県推計人口調査)

	推計 人口 (人)	普通 出生率 (%)	人口動態									
			増減数	増減率	自然動態				社会動態			
					増減数	増減率	出生	死亡	増減数	増減率	転入	転出
平成17年	20,840	0.54	△371	-1.9%	△172	-0.8%	112	284	△199	-0.9%	519	718
平成18年	20,565	0.59	△275	-1.3%	△175	-0.8%	122	297	△100	-0.5%	682	782
平成19年	20,240	0.59	△325	-1.6%	△183	-0.9%	119	302	△142	-0.7%	497	639
平成20年	19,910	0.71	△330	-1.6%	△146	-0.7%	141	287	△184	-0.9%	504	688
平成21年	19,660	0.69	△250	-1.3%	△149	-0.8%	136	285	△101	-0.5%	503	604
平成22年	19,316	0.66	△264	-1.7%	△158	-0.8%	128	286	△106	-0.5%	469	575
平成23年	19,013	0.70	△303	-1.6%	△197	-1.0%	134	331	△106	-0.6%	431	537
平成24年	18,651	0.65	△362	-1.9%	△175	-0.9%	122	297	△187	-1.0%	441	628
平成25年	18,249	0.64	△402	-2.2%	△202	-1.1%	117	319	△200	-1.1%	462	662
平成26年	17,877	0.65	△372	-2.0%	△215	-1.2%	116	331	△157	-0.9%	380	537
平成27年	17,661	0.54	△290	-1.2%	△198	-1.1%	96	294	△92	-0.5%	405	497
平成28年	17,325	0.54	△336	-1.9%	△217	-1.2%	94	311	△119	-0.7%	352	471
平成29年	16,985	0.54	△340	-2.0%	△236	-1.4%	92	328	△104	-0.6%	388	492
平成30年	16,632	0.60	△353	-2.1%	△241	-1.4%	100	341	△112	-0.7%	370	482
令和元年	16,189	0.43	△443	-2.7%	△251	-1.5%	70	321	△192	-1.2%	315	507
令和2年	15,811	0.58	△378	-2.3%	△198	-1.2%	92	290	△180	-1.1%	325	505

(3) 行財政の状況

本町の行政組織は、町長事務部局10課、教育委員会3課、会計室、議会事務局、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員で構成されている。本町は、昭和30年以降、3度の町村合併を経て成り立っており、海岸部から山間部まで行政区域が広範囲であることから、旧芦北町役場を本庁舎とし、旧町村ごとに4つの支所、出張所を配置し、行政運営を行っている。

また、住民の声を行政に反映させるとともに、行政の情報を住民に速やかに伝達するため、84の行政区を組織しているが、その規模は、地形などの関係で10世帯に満たない行政区から350世帯を上回る行政区まであり、人口減少の問題から社会機能、集落活動に支障をきたしている行政区もある。

少子高齢化の進展、若年層の流出、第1次産業の不振、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う景気低迷など大変厳しい状況にある中で発生した令和2年7月豪雨は、本町に甚大な被害をもたらした。被災者の生活再建、産業振興、社会基盤や教育・文化の復旧及び復興、コミュニティの維持・再生など、これまでより更に多岐にわたる行政需要への対処が求められる。

本町の財政状況は、人口の減少や全国平均を上回る高齢化率等により財政基盤が弱く、財政力指数は令和元年度において0.34となっている。歳入については、人口減少による地方税の減や、令和2年度から一本算定（平成27年度から合併算定替段階的縮減）となった地方交付税の減等により、自主財源の確保が難しい状況となっている。歳出については、更なる少子化、高齢化の進展に伴う社会保障費や扶助費、公共施設の維持補修・長寿命化に要する経費の増加が見込まれ、今後も厳しい財政状況が続くと見込まれる。このような財政状況を踏まえ、住民ニーズ、緊急度、事業効果など考慮しながら、行財政全般にわたる歳出抑制に努め、安定した財政運営を行う必要がある。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成25年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額A	12,355,981	11,486,413	10,743,999	11,027,627
一般財源	6,929,879	6,682,720	6,759,421	6,134,634
国庫支出金	1,520,103	1,432,091	995,951	1,247,175
都道府県支出金	1,360,405	966,626	797,486	753,288
地方債	1,009,185	1,019,452	892,983	1,183,843
うち過疎対策事業債	—	281,200	239,000	578,400
その他	1,536,409	1,385,524	1,298,158	1,708,687
歳出総額B	11,077,749	10,819,440	10,209,191	10,601,041
義務的経費	4,519,629	4,512,146	4,710,951	4,514,398
投資的経費	2,707,671	2,045,747	1,375,358	1,895,193
うち普通建設事業	2,581,988	1,789,738	1,283,066	1,852,434
その他	3,850,449	4,261,547	4,122,882	4,191,450
過疎対策事業費	1,896,602	1,205,469	948,528	1,820,456
歳入歳出差引額C(A-B)	1,278,232	666,973	534,808	426,586
翌年度へ繰越すべき財源D	814,025	166,412	27,617	79,247
実質収支 C-D	464,207	500,561	507,191	347,339
財政力指数	0.280	0.269	0.285	0.340
公債費負担比率	14.0	13.8	14.2	13.9
実質公債費比率	6.8	4.7	4.3	4.1
起債制限比率	—	—	—	—
経常収支比率	83.4	85.7	89.4	92.1
将来負担比率	18.3	1.6	—	—
地方債現在高	11,240,127	10,456,657	10,093,909	10,009,040

※上記区分については、地方財政状況調査（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。
ただし、実質公債費比率と将来負担比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づく数値を使用する。

表 1－2（2）主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成25 年度末	令和元 年度末
市町村道							
改良率（％）	6.2	16.2	20.2	24.7	43.2	43.8	45.9
舗装率（％）	0.8	78.4	92.0	91.2	95.6	95.7	96.0
農道							
延長（m）					22,103	30,480	31,090
耕地1ha当たり農道延長（m）	11.5	15.5	28.5	46.8	—	—	—
林道							
延長（m）					45,223	63,180	62,590
林野1ha当たり林道延長（m）	3.3	5.7	10.3	4.6	—	—	—
水道普及率（％）	26.2	47.6	58.6	64.8	70.5	71.5	72.2
水洗化率（％）	—	—	12.1	42.8	74.5	76.8	81.2
人口千人当たり病院、 診療所の病床数（床）	5.3	16.4	15.4	17.2	20.8	21.7	24.5

（4）地域の持続的発展の基本方針

本町では「すべては、次代を担う子どもたちのために」を基本理念に、「個性輝き活力と魅力にあふれた、安全・安心を実感できる町」をテーマに掲げ、まちづくりを進めている。

本町では、次の5つのまちづくりの目標を設定し、総合的かつ体系的に施策を展開していく。

① 地域活力と雇用を生み出す産業づくり

ア 持続力のある農林漁業の振興

農林漁業は、我が国の食料供給や国土及び環境の保全、地域文化の伝承、観光・保養など、その役割も多面的なことから、国・県と連携した施策の展開を図る。

町の基幹産業として、担い手の育成・確保と生産者の支援を行い、生産基盤の強化に努める。また、持続力のある安定した産業を目指し、経営体の育成・強化を図るとともに、安全・安心な生産物のブランド化や高付加価値化を進め、食育、地産・地消など、地域資源を生かした農林漁業の振興を図る。

イ 賑わいと活力に満ちた商工業の振興

商工業は、町の賑わいと活力のあるまちづくりを目指して、町民の雇用と生活の安定に寄与する様々な施策の展開を図る。

商業の振興では、消費者ニーズに応えるための事業者自らの努力とともに、地域に密着した商業サービスの展開や特色ある事業を推進し、地元商業の活性化を図る。

工業の振興では、雇用確保のための企業誘致活動を推進する一方、既存企業の体力強化に向け、設備投資や経営改善を支援する。

また、新たな雇用の場づくりと産業開発を目指し、本町の豊かな農林水産物を生かした地場産業の6次産業化を進め、生産・加工・販売にわたって活躍できる人材の育成や起業支援を図る。

ウ 地域が連携した魅力あふれる観光の振興

豊かな自然や歴史的環境を背景に、農林水産業や商工業との連携を強化し、本町の特性を生かした魅力あふれる観光の振興を推進する。観光推進のための組織体制を強化し、多彩な観光資源と各種施設の有効活用を図り、地域が連携した通年型、滞在型観光の充実に努める。また、企業や地域住民が主体となった観光振興の取組やイベント等について支援を強化し、新たに魅力ある観光・交流の開発を進め、観光客と町民との交流を通じた賑わいのある観光地づくりを目指す。

② 地域で守り育てるまちづくり

ア 生涯健やかで心豊かな暮らしづくり

町民の誰もが、いつまでも健やかで心豊かな生活を送ることができるよう、乳幼児期からの全てのライフステージにおける健康づくりを推進する。

予防活動や健診体制及び国保体制の強化を進め、健康づくり組織体制の充実に努めるほか、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう、地域での保健・医療・福祉・介護の連携を深め、総合的で多様な福祉サービスを提供するとともに、高齢者が長年培ってきた能力や技術を生かせる地域社会の構築に努める。

イ 思いやりと生きがいのあるまちづくり

地域社会における共生の実現に向け、障がい者に対する理解を深めるとともに、自立した生活を支援し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりに努める。

障がい者の生活を支援する福祉サービスの充実、相談・就労支援、社会参加等の支援を強化するなど、障がい者福祉の充実に努めるほか、住民一人ひとりが自立した生活を送ることができるよう、地域住民と福祉団体、ボランティア等との連携を深め、互いに支え合い、思いやりと人の心のつながりを大切にするまちづくりを目指す。

ウ 地域で支える子育て環境づくり

妊娠・出産を望む人が安心して妊娠、出産でき、希望する子どもの人数を育てることができる環境づくりを目指し、次代の社会を担う子どもたちが、心身ともに健やかで人間性豊かに育つよう、子育てしやすい環境整備の推進と強化に努める。

家庭、地域、学校、関係機関が連携して行う体制づくりや啓発活動を推進し、相談や指導を充実させるとともに、保育需要の多様化に対応した保育サービスの提供、子育て世帯に対する経済的支援など、多様な子育て支援の充実に努める。

③ 郷土の未来を育む人づくり

ア 「知・徳・体」のバランスのとれた教育の推進

郷土の将来を担う子どもたちが、礼節と郷土愛を持ち心身ともに逞しい人間に育つことを目指し、「知育・徳育・体育」のバランスのとれた教育を推進する。

基礎学力の充実はもとより、学校・家庭・地域が一体となった環境づくりと教育活動を進め、快適な学習環境のもとで、子どもたちが伸び伸びと勉学やスポーツに励み、地域の身近な歴史や文化に触れることができる、健康で心豊かに育つ環境づくりに努める。

イ 郷土愛に満ちた心身ともに豊かな人づくり

明るく豊かで活力ある郷土づくりを目指し、町民一人ひとりが心身ともに健全に暮らすことのできる環境づくりを推進する。

生涯を通して学習を継続できる環境を整備するとともに、指導者の育成や講座開設などを進め、生涯学習の充実を図るとともに、自分の健康は自分で守るといった健康寿命の考えのもと、町民がそれぞれの能力や目的に応じて、多様なスポーツ・レクリエーション活動ができる環境づくりに努め、スポーツ教室や大会の開催、競技団体等の組織の充実及び指導体制の強化を図る。

ウ 文化・芸術・国際交流の推進

郷土の文化・芸術の発展と、国際貢献できる人材の育成を目指す。

文化・芸術の振興では、豊かな感性を育むために、質の高い芸術・文化に触れる機会と町民自らが研修し発表できる場の提供に努める。また、地域に伝承される行事や芸能などの伝統文化の継承や文化財の保存・活用を図る。

国際交流の推進では、これまで本町が培ってきた経験と人のつながりを生かし、世界の様々な文化や価値観を認め理解し、国際的にも活躍できる人材づくりを目指す。

④ 暮らしを支える基盤づくり

ア 環境と防災に配慮した社会基盤づくり

環境と調和した社会基盤づくりとして、山・川・海などの豊かな自然環境と多様な生態系の保全に努め、地域資源を有効活用した道路・交通ネットワーク及び情報通信基盤等の社会基盤の維持・整備を図る。

また、住民が安心して暮らせるよう、事故や多様化する犯罪などへの対策を強化するとともに、風水害、地震、高潮などの自然災害や火災から住民の貴重な生命財産を守るため、地域の自主防災組織の育成・強化及び消防・救急体制の整備を進め、「自助」「共助」「公助」を基本とした地域一体の防災・減災体制の確立を図る。

イ 快適で住みよい暮らしづくり

将来にわたって人と自然が共生し続け、安全で安心して暮らせる快適な生活環境の充実を目指す。

上水道の整備では、計画的な施設整備及び健全で効率的な経営計画をもとに、安全な水の安定供給に努める。

また、浄化槽及び農業集落排水の普及推進を図るとともに、家庭及び事業所等からの廃棄物量の抑制と適正処理、リサイクルを進め、資源の有効活用に努める。

公営住宅については、計画的な維持・整備に努め、高齢化社会に対応した施設のバリアフリー化及び、若者の定住促進に向けた住宅整備を図る。

⑤ 住民と行政の協働のまちづくり

ア みんなで支え合う地域づくりの推進

長寿化による世代の広がりや生活スタイルの多様化等により、まちづくりに対する住民ニーズも様々な分野に広がっている。また、本町の豊かな自然や歴史・文化をもとにした特色あるまちづくりも、これまで以上にそれぞれの地域の実情に応じた施策展開が必要となってきた。

地域単独では解決できないまちづくり課題に対し、住民と行政がともに連携し補完し合い、課題解決に向けて地域みんなで取り組むことができる協働のまちづくりを目指す。さらに、これまで以上に積極的な情報提供に努め、より地域住民の生活向上につながる効果的な事業展開を図る。

また、男女を問わず全ての住民がそれぞれの個性と能力を発揮できる環境づくりを進め、男女共同参画の視点から誰もが個人として尊重される社会の実現を目指す。

イ 健全で効率的な行・財政の運営

限られた行政経営資源で最大の効果を挙げ、時代の要請や住民ニーズに的確かつ迅速に応えられるよう、事務事業等の簡素化・効率化を進めるとともに、必要に応じて組織の再編を図り、各部門がそれぞれ責任をもって目標達成に向けて施策を実行できる体制づくりを進める。

また、社会の変化や多様化する住民ニーズに応えるため、質の高い効果的な研修等を継続して実施し、職員の意識改革と能力開発に努める。

今後の財政状況を考慮し、既存施設の利活用を含めて公共施設の適正配置と整備について検討し、更なる住民サービスの維持・向上を図る。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

社人研によると、本町の将来人口推計は、令和7年に14,400人（平成27年比18.5%減）、令和22年には9,899人（同43.9%減）、令和42年には5,374人（同69.6%減）になるとされている。

本町では、高齢化・少子化による人口減少の進行に加え、若者及び子育て世代の人口流出が続いている。令和2年3月に策定した「芦北町人口ビジョン」、「第2期芦北町総合戦略」において、令和42年の目標人口を6,210人と設定しており、自然減の緩

和と社会増減による人口減少の抑制を目指して各種施策に取り組む。この推計に基づき、令和7年度末の目標人口を14,512人とする。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

人口動態調査や事務事業評価を通じて社会増減や事業の進捗をフォローアップするとともに、毎年度、芦北町総合戦略推進委員会において施策の評価を行う。目標に向け効果的に過疎対策事業を推進するため、PDCAサイクルによって継続的に見直しや改善を行っていく。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

少子高齢化に伴う社会保障費の増加、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少等、今後厳しい財政状況が予測される中、本町は、「芦北町公共施設等総合管理計画」を平成28年3月に策定し、主要な町有施設についての長寿命化計画である「芦北町個別施設計画」を令和3年3月に策定した。

町有施設の長寿命化については、各施設の老朽化状況や改修履歴を踏まえ、壊れる前に修繕する「予防保全」の推進や計画的な改修を行う。町有施設の有効活用については、各施設の構造躯体の健全性や利用状況などを踏まえ、既存施設の複合化や転用などを検討するほか、民間事業者等への余剰床の貸付けを推進するなど、長期的な視点に立った町有施設の維持管理を推進する。

本町における過疎対策事業についても、芦北町公共施設等総合管理計画に定める基本方針及び芦北町個別施設計画の長寿命化の実施計画の考え方に基づき適切に実施することとする。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住・地域間交流の促進

移住・定住対策は、人口減少対策の大きな柱である。本町では移住者に向けてホームページを活用し、暮らしの支援や住まい、仕事の情報発信などに取り組んでいる。

一方で、町での暮らしを体験するためのお試し住宅等の拠点施設が整備できておらず、移住を体験する機会や移住者の受け入れ体制が十分ではないことから、地域団体等と連携して受入体制の整備を行う必要がある。

平成27年度に、八代市・氷川町と定住自立圏協定を結び、交流人口や移住者の拡大に向け、地域資源を生かしたツーリズムやPRを展開し、移住相談会への共同参加に取り組んでいる。若者と企業とのマッチング支援や、結婚に向けた出会いの場創出事業を実施し、圏域内の定住促進を図っている。

② 人材育成

人口減少や高齢化により地域内の後継者や地域リーダーの育成が停滞し、まちづくり推進の担い手である若年層の人材育成が十分に進んでいない。

町内唯一の高等学校である県立芦北高等学校は、地域づくりの担い手としてその存在は大きいことから、町としても平成28年度から総合的に支援している。

持続可能な地域をつくるためにも、今後は、地域リーダーの育成や町外からの新たな人材を受け入れるとともに、定住自立圏域や周辺市町村との広域的な人材の交流・育成を図る必要がある。

(2) その対策

① 移住・定住・地域間交流の促進

ア WEB等を通じて移住希望者が必要とする住まいや仕事関連情報の的確な発信に努める。

イ 人口流出を抑制し、移住者の受け入れ、若者の定住を促進するための魅力的な住宅や宅地の整備を推進する。

ウ 活用可能な空き家情報の把握と空き家所有者との調整を進め、空き家バンクの内容を充実させるとともに、利活用促進の支援を行う。

エ 移住希望者が一定期間活用できるようなお試し住宅の整備を検討する。

オ 移住希望者が相談しやすい環境を整備するため、地域おこし協力隊OB・OGや地域団体と連携した受入体制や、移住後の支援を見据えた相談体制を構築する。

カ ツーリズムを推進するための受入体制の整備と地域資源を生かしたプログラムの充実に努めるとともに、オンラインを活用した交流機会の増加を図る。

② 人材育成

- ア 地域おこし協力隊をはじめとした外部からの意欲ある人材を積極的に活用する。
- イ 誘致 I T 企業と地域や地元高校が連携し、地域に根差す人材を育成するとともに、定住自立圏域では雇用の好循環を生み出すため、企業に求められる人材の育成に取り組む。
- ウ 地域づくりに主体的に取り組む団体を支援するとともに、関係機関と連携し地域の担い手育成に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流 の促進、 人材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住 地域間交流 人材育成	空き家利活用支援事業 地域おこし協力隊事業 移住定住促進事業 結婚支援事業 漁業者と小中学生の共生・ 交流支援事業 圏域内産業の魅力創出及び 人材育成・マッチング	町 町 町 町 <small>(定住自立圏)</small> 町 定住自立圏	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

芦北町公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本町の農業は、稲作を中心として、果樹、畜産、野菜、花き等の多様な経営が行われている。その中で、農作業の委託費の助成や中山間地域等直接支払交付金などの活用が耕作放棄地の抑制となっている。

しかしながら、依然として農業従事者の高齢化と担い手不足が課題となっており、耕作放棄地も増加している。また、イノシシやシカなどの野生鳥獣による被害が増加するなど、生産基盤となる農地や継続的な農業生産の維持が困難な状況にある。

農業経営は、立地条件を生かして甘夏・デコポンなどの柑橘類、水稻、畜産などを主体とする生産を展開してきたが、経営の発展を図るため、一部農家で施設園芸の導入が行われている。しかしながら、県内で見ると、経営耕地面積も零細で、農業生産額・農業所得額ともに低位にある。

このような中、新規就農者の確保に努めるとともに、認定農業者等の担い手が中心となる集落営農組織等の設立を進めていく必要がある。また、農地の維持と農家所得の向上のため総合的な施策の展開が必要である。

また、豪雨災害により多くの農地が土砂流入等で被災し、農業を生業とする事業所でも浸水被害が生じ大きな損害が生じた。早期に復旧工事を実施し、農業の再生を図る必要がある。

年次別農家数（農林業センサス）

（単位：戸）

区分	農家総数	専業農家	兼業農家		自給的農家
			第一種	第二種	
昭和 40 年	3,554	643	1,453	1,458	専・兼業農家に含む
昭和 45 年	3,454	456	1,190	1,808	
昭和 50 年	3,344	443	722	2,179	
昭和 55 年	3,205	566	520	2,119	
昭和 60 年	3,058	531	424	2,103	
平成 2 年	2,621	414	291	1,916	
平成 7 年	2,375	443	320	1,612	
平成 12 年	2,134	320	190	930	694
平成 17 年	1,970	320	171	694	785
平成 22 年	1,827	364	138	582	743
平成 27 年	1,626	352	84	527	663

経営規模別農家数（農林業センサス）

（単位：戸）

区分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総数	3,205	3,058	2,621	2,375	2,134	1,185	1,084	963
0.3ha 未満	837	894	761	718	717	25	23	18
0.3～0.5ha	714	658	619	587	510	424	357	316
0.5～1.0ha	961	864	718	632	544	429	408	368
1.0～1.5ha	339	316	240	182	148	135	135	105
1.5～2.0ha	147	110	105	103	85	70	69	60
2.0～2.5ha	86	85	69	66	58	67	59	66
2.5～3.0ha	58	53	50	37	27			
3.0ha 以上	54	75	53	47	43	35	33	30
例外規定	9	3	6	3	2	—	—	—
農家一戸当たり 耕地面積	72.2	71.6	70.1	68.6	65.9	85.8	89.8	93.7

※平成 17 年度以降は、調査対象が販売農家

② 林業

本町の森林面積は、町土の約 8 割を占めており、その大部分にスギ・ヒノキなどの針葉樹が植樹されている。しかし、伐採期を迎えた人工林が増加しているため、森林施業が間伐主体から主伐主体へと変化し、皆伐の増加に伴い、未植栽の山林が増加傾向にある。

林業全体の状況としては、林業従事者の高齢化などにより、山林に対する管理意識が希薄化し、管理不足により適正な森林施業ができない状態が続いている。

適正な管理を行うためには、林道・作業路などの基盤整備の充実を図りながら、植林・除間伐などの森林整備を行うとともに、木材需要の拡大を喚起し、安定的・効果的な木材生産体制の構築や担い手の育成と支援が求められている。また、素材としての木材生産・供給だけでなく、特用林産物や加工品等 2 次製品の生産拡大による付加価値の創造を図り、経営基盤を強化する必要がある。

このような中、森林経営管理制度を活用し、森林の公益的機能を保持しつつ、安定的・効率的な木材生産体制の構築や担い手の育成と支援が求められている。

また、豪雨災害で多くの人工林や林道、作業路などが土砂流入や崩壊により、甚大な被害を受けた。早期に復旧工事を実施し、林業の再生を図る必要がある。

所有形態別森林面積及び蓄積（平成30年度熊本県林業統計要覧）

区分		立木地			未立木地	竹林	その他	計	人工林率 (%)
		人工林	天然林	計					
国有林	面積 ha	2,065	417	2,482			99	2,581	77.99
	蓄積 m ³	635,532	60,321	695,853				695,853	
民有林	面積 ha	11,875	3,630	15,505	109	145	2	15,761	75.35
	蓄積 m ³	4,199,559	551,075	4,750,634		156,682		4,907,316	
合計	面積 ha	13,940	4,047	17,987	109	145	101	18,342	76.00
	蓄積 m ³	4,835,091	611,396	5,446,487		156,682		5,603,169	

③ 水産業

本町の水産業は、2つの港湾と6つの漁港を拠点として、不知火海を主漁場とする沿岸漁業と、球磨川、佐敷川において内水面漁業が行われている。

経営形態は、小規模な個人経営が多く、後継者不足や自然環境の変化等により、漁獲量の減少が続いており、また、人口減少や若い世代の魚食離れ等により、魚価が低迷し、厳しい経営状況である。

このような中、沿岸漁業については、後継者や新規就漁者の育成・支援に努めるとともに、養殖漁業等の確立や漁場等の生産基盤の整備を図る必要がある。さらに、AIやIoTなどを活用した資源管理型漁業についても取り組む必要がある。

また、豪雨災害により、大量の土砂と流木が海や川に流れ込み、漁場の環境悪化が懸念される事態が生じた。海や河川の環境を早期に回復させ、水産業の再生を図る必要がある。

専業兼業別個人漁業経営体数（漁業センサス）

（単位：経営体）

区分	総数	専業	兼業		
			総数	第1種	第2種
平成5年	187	53	134	90	44
平成10年	177	59	118	76	42
平成15年	136	57	79	48	31
平成20年	112	64	48	41	7
平成25年	90	61	29	14	15
平成30年	59	40	19	17	2

漁業種類別経営体数（漁業センサス）

（単位：経営体）

区分	総数	小型底 引き網	船引き 網	まき網	刺網	その他 の網	はえ縄	釣	その他 の漁業	海面養 殖業
平成 10 年	177	34	16		47		21	45	7	7
平成 15 年	136	21	15		47		16	30	5	2
平成 20 年	112	22	17		31		11	25	5	1
平成 25 年	91	20	13	1	26	1	8	19	2	1
平成 30 年	59	9	6		18	4	2	17	2	1

漁業種類別漁獲量（農林水産統計年報）

（単位：t）

区分	総数	小型底引き網	船引き網	刺網	はえ縄	その他の釣り	その他の漁業
平成 20 年	591	61	296	106	33	66	29
平成 22 年	402	68	198	105	25	6	x
平成 24 年	366	41	167	91	16	28	23
平成 26 年	412	67	174	98	18	39	16
平成 28 年	504	54	241	118	24	53	14
平成 30 年	335	23	149	58	26	57	22

※「X」…秘密保護上数値を公表しないもの

④ 商工業

南九州西回り自動車道水俣ICまでの延伸や光情報通信網の整備など、社会インフラ整備が進み、利便性が高まる一方で、インターネット通販の普及による購買力の流出、生活圏の拡大や各種産業のグローバル化、経済情勢の著しい変化など、本町の商工業を取り巻く環境は大きく変化している。

特に小規模事業者においては、急激な人口減少、地域経済の低迷といった構造的な問題による売上げ減に加え、働き方改革やキャッシュレス化による対応など、新たな課題にも直面している。また、経営者や労働者の高齢化、担い手不足による事業継承の問題などの課題を抱えており、人材マッチング及び確保に向け、事業者と関係機関が一体となった取組を行う必要がある。

工業の活性化は、設備投資や雇用の増大など地元経済に及ぼす影響は極めて大きい。高速道路の整備により輸送事情は大きく改善されたものの、経済情勢の変化が著しい状況にあって今後も製造業のみならず、その他の業種にも誘致対象を広げ、積極的に本町を売り込んでいく必要がある。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響や豪雨災害により多くの商工業者が被災し、厳しい状況である。コロナ対策の徹底や再建に向けハード面、ソフト面の支援の拡充が必要である。

工業の動向（工業統計調査）

区分	平成 30 年			令和元年		
	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
食料品	9	166	226,536	8	155	217,088
飲料	1	6	×	1	5	×
繊維	1	126	×	1	127	×
木材	3	44	57,073	3	40	64,573
家具	—	—	—	—	—	—
印刷	2	13	×	2	12	×
化学	—	—	—	—	—	—
プラスチック	1	27	×	1	27	×
窯業・土石	4	182	944,063	3	174	1,082,605
金属製品	3	42	55,644	3	43	69,231
電子部品	—	—	—	—	—	—
電気機器	—	—	—	—	—	—
その他	2	54	×	2	54	×
総数	26	660	1,511,199	24	637	1,753,938

※従業員 4 人以上事業所の集計

※「×」…統計秘密保護上、数値を公表しないもの

商業の状況（商業統計調査、経済センサス）

区 分	商店数	常時 従業者数(人)	売り場 面積(m ²)	年間商品販売 額(百万円)	その他の 収入(万円)	商品手持額 (万円)
平成 6 年	364	1,458	17,269	22,896	55,163	196,711
平成 9 年	343	1,312	17,225	21,298	69,225	165,886
平成 14 年	313	1,287	19,309	16,507	27,563	134,161
平成 16 年	289	1,195	17,058	14,963	-	-
平成 19 年	267	1,145	17,166	15,955	26,240	110,308
平成 24 年	213	1,073	16,719	13,843	38,934	94,445
平成 26 年	198	1,265	16,818	14,166	63,313	-
平成 28 年	164	992	18,042	15,236	-	-
卸売業	24					
各種商品小売業	-					
繊維・衣服・身の回り小売業	8					
飲食品小売業	55	-	-	-	-	-
機械器具小売業	15					
その他の小売業	59					
無店舗小売業	3					

⑤ 情報通信産業

光情報通信網の拡充やICT化の機能が進み、場所にとらわれず仕事ができる環境が整うようになってきた。

本町においても、廃校となった学校を活用したサテライトオフィスを整備し、IT企業の誘致を推進し、現在、企業が企業を呼ぶ好循環が生まれている。進出したIT企業と町や地域住民が連携し、防災、観光、農業等をはじめとする各分野の地域課題解決に取り組んでいる。今後も引き続きこの取組を推進し町のブランディングに繋げていく必要がある。

また、本町はIT人材が不足しており、IT企業と連携しながら人材育成を図り、地域全体でICT活用の機運を高めていく必要がある。

⑥ 観光

本町の観光は、夏季の海水浴シーズンを中心とする季節型観光が主力を占めており、観光客の大半が通過型や日帰り型となっている。

御立岬公園や芦北海浜総合公園などのレクリエーション施設をはじめ、観光うたせ船や温泉、佐敷城跡に代表される歴史資源、豊富な食材・特産品をそろえた道の駅など、様々な観光資源を有しているが、体験型観光やテーマ型観光が増え、旅行形態も個人・

グループによる短時間の観光が主流となるなど、観光ニーズも多様化・広域化している状況にある。

本町の多彩な観光資源を有効に活用し、広域的な連携を深める中で、観光客のニーズに対応した観光ルートの設定やインバウンド対策、さらにはフットパスやSUPといった新たな観光資源を取り込み、複合的で魅力あふれる観光地の形成が求められている。

新型コロナウイルス感染症拡大により、観光業は多大な影響を被っており、さらに豪雨災害が発生したことで、観光関連事業者は二重の苦しみを余儀なくされている。被災地としての注目を逆手にとり、観光資源の更なる魅力向上を図る必要がある。

観光入込客数の推移（商工観光課調べ）

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
日帰り	2,007,380	1,257,976	1,233,769	1,236,581	1,240,203	699,657
宿 泊	59,386	67,098	70,383	70,906	67,333	35,337
合 計	2,066,766	1,325,074	1,304,152	1,307,487	1,307,536	734,994

（２）その対策

① 農業

- ア 担い手の確保を図るため、国等の支援制度を活用し新規就農者への支援を行う。
また、関係機関と連携を図り地域外からの新規就農者確保に努める。
- イ JA等の関係団体と連携を図りながら農家所得の向上に努める。
- ウ 地域農業の存続を図る観点から集落営農組織や作業受託組織の育成に努める。また、設立済みの農業生産法人や参入企業について、経営の多角化を促進するとともに、経営を安定させ、新規就農者の雇用の場として育成を図る。
- エ 農作業の省力化を図るため、AIやIoTなどを活用したスマート農業を推進する。
- オ 生産から製造、販売までを含めた6次産業化を推進し、女性農業者や集落営農等における取組を支援する。
- カ 遊休農地や耕作放棄地の未然防止に向けて、農地の貸借を促進するとともに、農地としての維持が困難な場合は、土地の有効利用の観点から非農地化を進める。また、優良農地については、集落協定等により農地の保全に努める。
- キ 産地の生産基盤を強化するため、地域の実情に合わせた農道や区画整理、用排水路の整備を図る。
- ク 水稻については、共同利用機械導入を支援し、受託面積の拡大を推進する。
- ケ 果樹等については、デコポン（不知火）・甘夏・太秋柿などの生産量確保と品質向上対策に努め、産地の維持を図るとともにハウス施設等の整備を支援する。
- コ 畜産については、「あしきた牛」のブランド化と繁殖牛の増頭を推進する。

- サ 野菜については「サラダたまねぎ」のブランド確立を推進し、花きについては、「ストック」、「ホオズキ」などの取組を支援する。
- シ 増え続ける有害鳥獣被害については、関係機関と連携し地域の協力のもと、その対策を促進する。また、捕獲頭数増加のため、銃免許及びわな免許取得の支援や被害を防止する電気柵や金網柵などの防護柵設置を支援する。
- ス 豪雨災害により被災した農地及び農業用施設について、速やかな復旧ができるよう努め、被災農家に対しても支援を行う。

② 林業

- ア 「芦北町森林整備計画」に沿って、森林施業の効率化を図り、森林整備に努める。
- イ 森林経営管理制度により、森林の現状を把握し、適正な森林管理に努める。
- ウ 森林施業の中心的役割を担う森林組合の人員確保に対する支援や組織の充実を図る。
- エ 林業経営や林業組織等に対して、作業の効率化や経営の合理化などの指導・支援を行う。
- オ シイタケ等の特用林産物の生産普及を図り、林業経営の安定に努める。
- カ 林業経営の安定化や効率化を図るため、林業機械の導入や林道・作業路等の生産基盤の整備に努める。
- キ 森林資源保護のため、有害鳥獣駆除に努める。
- ク 町産材の利用促進のため、公共施設整備時には積極的に町産材の利用を図る。
- ケ 町産材を利用した住宅建築支援を継続し、誕生祝品として「木のおもちゃ」を贈呈するとともに、町内外での町産材の利用拡大に努める。
- コ 林道の災害復旧を早期に行い、林業の復旧・復興のための基盤を整える。

③ 水産業

- ア 漁協を中心とした関係機関と連携を図り、漁家の経営支援に努める。また、漁協の組織強化のため、総合的に支援を行う。
- イ 町内の水産業の情報発信拠点である「えび庵」を活用し、水産物の付加価値や魚価を向上させる取組を行い、その活動に対する支援を行う。
- ウ ガザミ、ヒラメ、エビ等の放流により、栽培型漁業を推進し、幼魚の漁獲制限など資源管理型漁業の普及に努める。また、クマモトオイスターやマガキ、アジアカエビの養殖技術の確立と産地形成を図る。
- エ 内水面の資源増加と漁獲量安定のため、アユ等の稚魚放流及び育成に努める。
- オ 水産物を中心に、加工製品等の開発を進めるなど、6次産業化への取組を進めるとともに、女性の活動を活性化させ、後継者の確保を図る。
- カ 老朽化した漁業施設の維持・補修等を進めるとともに、漁港施設の適正な維持を行う。

- キ アマモ等の藻場育成や海底耕うん・清掃等による漁場整備の取組を支援する。また、関係機関と連携し、漁場の環境保全に不可欠な森林保全を推進する。
- ケ 地域ブランドである田浦銀太刀・釣サワラの販売促進活動を支援する。
- コ 豪雨災害による土砂の堆積などにより、漁場の環境悪化が懸念される水産資源の回復・維持に努める。

④ 商工業

- ア 商工会等との連携を深め、地域の商工業活動の総合的な支援に努める。
- イ 小規模事業者の維持的発展を促進するため、後継者の育成や円滑な事業継承を支援する。
- ウ 商工会及び金融機関との連携を深め、町内で創業等を希望する意欲ある人材の発掘・育成に努める。
- エ 個店に対する経営体質の強化及び細やかな経営指導に努める。また、個店経営の下支えと消費拡大を図るため、商工会による商品券発行事業等の取組を支援する。
- オ 地元商店ならではの地域に密着した商業サービスの展開や特産品、新商品開発、販路拡大の取組を支援する。
- カ 既存の企業等については、事業所における生産性向上を目的とした設備投資や経営改善の取組を支援する。
- キ 経営課題の解決や人材育成に資する副業人材の活用、また、急速な技術革新と産業の情報化に対応できる人材の育成を目指した技術研修等の取組を支援する。
- ク 若年層の域外流出を抑制し人材を確保するため、八代圏域の関連機関と連携して、インターンシップ受け入れや人材マッチングなどに取り組む。
- ケ 県南フードバレー構想を積極的に活用する中で、産業振興、食品関連企業の誘致等による雇用誘発などを推進する。
- コ 豪雨災害や新型コロナウイルス感染症拡大の影響で損なわれた設備等や販路、市場を回復させ、経営再建や経営力強化を図る。

⑤ 情報通信産業

- ア 本町の立地環境を生かし、新たな企業誘致に向けて優遇措置の構築や支援策の拡充を図る。
- イ 企業誘致による移住定住の促進を図るため、子育てや住まいの情報提供など、総合的なPR活動に努める。
- ウ 廃校施設などの余剰スペースを活用し、サテライトオフィス等の企業誘致を推進する。
- エ 中長期的視野での人材の発掘や育成に取り組むとともに、八代市などと連携した広域的な人材確保、育成を推進する。

⑥ 観光

- ア 多様化する観光ニーズに対応するため、町観光協会や水俣・芦北観光応援社、県南 15 市町村による広域的な連携での観光ルートの開発を推進する。
- イ フットパスやSUP、本町を舞台にしたアニメ等の新たな観光資源を生かした観光商品造成を推進する。
- ウ 地域特性を生かし、自然、歴史、文化、温泉、食、レクリエーション施設などの多彩な観光資源をネットワーク化させた観光ルートの開発を促進し、高速交通網や肥薩おれんじ鉄道等を生かし、観光ネットワークの形成による通年型・滞在型観光の開発を推進する。
- エ 既存の観光施設等の適正な維持管理に努め、健全な施設運営のための支援を行い、利用者の憩いと交流の場の提供を図る。
- オ 観光うたせ船の安定した供給ができるよう関係機関と連携し、保存や利用促進への取組を支援する。
- カ 温泉塩をはじめ、本町にある豊かな食材を生かし、関係機関と連携し特産品の開発やブランディングを継承して進め、ふるさと納税サイト等で積極的な情報発信に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	用排水路改良費助成事業 中山間地域総合整備事業（芦水地区） 農業競争力強化農地整備事業 農業農村整備事業	町 集落組織 集落組織 集落組織	
	林業	作業道改良費助成事業 林道・作業路整備（舗装）支援事業	個人 個人	
	(2) 漁港施設	漁港海岸消波ブロック設置事業 水産物供給基盤機能保全事業	町 町	
	(3) 経営近代化施設 農業	強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業	J A	
	林業 水産業	林業木材産業生産性強化対策事業 漁船機械修繕事業	事業所等 漁協	
(5) 企業誘致	サテライトオフィス整備事業	町		

(9) 観光又は レクリエーション	芦北海岸周辺施設整備事業 御立岬キャンプ場整備事業 御立岬温泉センターヒーター更新事業	町 町 町	
(10) 過疎地域持続的発展 特別事業 第1次産業	農林漁業経営支援事業 農林漁業担い手対策事業 多面的機能支払交付金事業 中山間地域等直接支払事業 有害鳥獣被害防止等対策事業 耕作放棄地対策事業 農林水産物ブランド化推進事業 再造林・間伐等促進事業 森林整備地域活動支援事業 森林環境保全整備事業 木造住宅建築支援事業 木育推進事業	個人等 個人等 集落組織 集落組織 個人、集落組織 町 J A、漁協 森林組合等 町 町 個人 町	
商工業・6次産業化	内水面漁業振興支援事業 商工業経営支援事業 八代圏域ツナガル推進事業 中小企業人材育成副業人材活用支援事業 中小企業者等持続化補助金支援事業 温泉塩開発事業	内水面漁協 事業者 町（定住自立圏） 町 町 町	
観光	商工業振興支援事業 シトラス観光圏推進共同事業 うたせ船保存対策支援事業	商工会 町（定住自立圏） 町	
企業誘致	企業誘致事業	町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
芦北町全域	農林水産物等販売業、 製造業、旅館業、情報 サービス業等	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり

なお、産業の振興については他市町村との連携に努める。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

芦北町公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報化社会の進展に伴って業務の効率化やサービスのオンライン化が進み、時間や場所を問わず、瞬時に情報収集や情報交換ができるようになった。人口減少や過疎化が進む本町においても、ICTは住民サービスの向上に必要不可欠である。本町は、町内全域に光通信基盤を整備しており、更なるICTの活用が求められる。

また、令和2年7月豪雨では、住家の被災により防災行政無線の個別受信機が利用できなかった地域もあり、災害時における住民への情報伝達方法は大きな課題となっている。

(2) その対策

① 情報通信基盤の充実

ア 行政手続きや行政事務のデジタル化を推進し、効率的な行政運営に努める。

イ 芦北町公式SNSを活用し、災害情報や防災行政無線の放送内容、町の取組、各種イベント情報など、町民が、時間や場所を問わず情報を取得できる環境づくりに努める。

② 環境整備

ア 屋外拡声局の増設や防災行政無線の抜本的な検討を含め、計画的な更新整備を進める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設	防災情報通信基盤整備事業 防災行政無線整備事業	町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

芦北町公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 国道、県道及び町道

本町を縦貫する南九州西回り自動車道と、これに並行して南北に走る国道3号は、町民の生活のみならず経済活動や観光面においても重要な役割を担っている。

本町は、日常生活や急病・負傷者発生による緊急時等、車両への依存度が高く、国道・県道・町道は、地域内や地域間の交流のための重要な社会基盤である。今後も整備を促進するとともに、老朽化した橋梁・トンネルも含め、道路の維持補修については安全対策を優先し、計画的かつ確実に推進していく必要がある。

また、令和2年7月豪雨では、町内各所で法面崩落や土砂流出、路面冠水などにより交通基盤に甚大な被害が発生し、住民生活や経済活動に大きな影響を及ぼした。住民の生命や財産を守るため、防災・減災、また国土強靱化の観点からも道路の整備・維持、災害時の交通網の確保が強く求められている。

道路現況（令和2年4月1日）

区 分	路線数	実延長（m）	舗装状況	
			舗装済（m）	舗装率（%）
西回り自動車道	1	15,955	15,955	100.0
国 道	1	18,670	18,670	100.0
県 道	11	127,952	127,952	100.0
町 道	535	375,495	360,612	96.0
計	548	538,072	523,189	97.2

② 農道

効率的な農業経営のためには、作業車や運搬機械などの利用が不可欠であり、農道は農地管理や農産物の輸送道路として重要な役割を果たしている。本町では、改良や舗装が進んでいない箇所が多く、町道や生活道路との連携を考慮しながら、今後も引き続き整備を進める必要がある。

③ 林道

林業を取り巻く環境は、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化等により、非常に厳しい状況にあり、適切な森林施業ができない状態が続いている。林道整備により、労働力の軽減や作業効率化に努め、林業経営の安定化を図る必要がある。

④ 公共交通

本町の公共交通は、地域間交通としての鉄道交通・路線バス、地域内交通としてのふれあいツクールバス・予約型乗合タクシーで構成されている。

鉄道交通は肥薩おれんじ鉄道線とJR肥薩線、民間事業者による路線バスは2系統があるが、沿線人口の減少などに伴い利用者が減少し、運行に係る経費は増加傾向にある。

ふれあいツクールバスは、路線バスの廃止路線を補完するため、スクールバスの空き時間を活用した町のコミュニティバスとして運行している。予約型乗合タクシーは、山間部と町中心部を連絡する運行を行っている。

これらの公共交通は、通院・買物・通学など日常生活の移動手段として重要な役割を担っているが、依然として、公共交通サービスがない交通空白（不便）地域が存在している。今後も、通院や買物などの移動手段を自ら確保することが困難な住民が増加すると予想され、公共交通の重要性はさらに高まっている。

（２）その対策

① 国道、県道及び町道

ア 国・県と連携して道路網の整備を推進する。

イ 老朽化した橋梁やトンネル及び路面舗装の点検調査を実施するとともに、計画的な維持補修に努める。

ウ 災害時における安全な避難路を確保するため、道路の嵩上げや排水路等の改修を行う。

エ 排水施設が稼働している時の現地情報が速やかに確認できるよう、情報通信技術の活用を検討する。

② 農道

ア 適宜、路面の舗装と農道の改良を進めていく。

③ 林道

ア 林業経営の効率化を図るため、林道整備を進める。

④ 公共交通

ア 鉄道交通は、沿線自治体等で構成される各協議会の活動により利用促進を図る。

イ 民間事業者の路線バス運行を支援する。

ウ ふれあいツクールバスと乗合タクシーは、利用者ニーズに柔軟に対応し、利便性の向上を図る。また、鉄道交通との乗継利便性の向上に努める。

エ 町中心部の回遊性向上や交通不便地域の解消に向け、新たな地域交通の運行を検討する。

(3) 計画
事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設 の整備、交通 手段の確保	(1)市町村道 道路	町道芦北新地線改良事業 町道佐敷駅通り線改良事業 町道屋敷野線改良事業 町道上田浦線改良事業 町道桑沢見日当線改良事業 町道松生宇土線改良事業 町道白岩堤防線改良事業 町道計石村中線改良事業 町道舗装補修事業 交通安全施設設置事業	町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	
	橋りょう	町道白木松生線上白木橋改良事業 橋りょう点検事業 橋りょう補修事業	町 町 町	
	(2)農道	農道新設改良事業 農道舗装事業	町 町	
	(3)林道	森林管理道（松生屋敷野線）開設事業	県	
(9)過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	ふれあいツクールバス運行事業 一般タクシー空白地域解消事業 乗合ワゴン実証運行事業 地方バス路線維持事業 肥薩おれんじ鉄道運行対策支援事業	町 町 町 産交バス（株） 肥薩おれんじ鉄道（株）		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

芦北町公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 令和2年7月豪雨災害対応

令和2年7月豪雨を境に本町の生活環境は一変し、一日も早い被災前の生活環境を取り戻すため、住まいの確保や生活再建を強く推し進めなければならない。

被災した生活インフラの復旧については、道路・河川・橋梁など多くの被害が発生したが、原形復旧にとどまらず、二度と同様の被害を発生させることのない対策を講じなければならない。

被災した地域のコミュニティ環境については、活力ある持続可能な地域コミュニティの形成のため、住民相互の繋がり強化を支援する。また、ハード・ソフト両面での防災体制の強化により災害の不安を取り除く必要がある。

② 水道施設

水道事業については、水道普及率（令和元年度水道統計）は72.2%であるが、人口減少に伴い水道事業は拡張から維持管理が主流となっている。浄水場や配水池、送・配水管などの主要施設は経年劣化によって更新の時期を迎えており、施設の耐震化や利用者ニーズに対応した施設整備を行う必要がある。また、水道施設が未整備の地区については、飲料水供給施設の整備等による安全な水の確保が必要である。

③ 生活排水処理施設

生活排水処理施設については、家庭や事業所からの汚水による環境汚染防止、快適な生活環境の保全・整備を行うことを目的に、農業集落排水事業と浄化槽設置整備事業により整備しているが、水洗化率（令和2年度一般廃棄物処理実態調査）は、81.2%で全国平均95.4%を下回っており、これまで以上に農業集落排水処理施設へのつなぎ込みや浄化槽設置を推進する必要がある。

また、処理場などの主要施設は、経年劣化によって更新の時期を迎えており、効率的な施設の整備が必要である。

施設の老朽化や人口減少に伴う料金収入の減少等により、今後、経営環境がますます厳しくなる中、経営状況を正確に把握し、事業運営の効率化や健全化を図る必要がある。

④ 廃棄物処理施設

廃棄物処理については、水俣芦北広域行政事務組合により広域的に実施しているが、広域化により不要となった施設が残されており、倒壊の恐れもあるため解体の必要がある。

令和2年7月豪雨に伴う災害廃棄物の処理については、計画的に適正かつ円滑・迅速に処理を実施する必要がある。

⑤ 公営住宅

公営住宅については、住宅施策の中心的なものとして町民生活の安定と向上に貢献してきた。令和3年4月現在、23団地634戸を管理しているが、小規模団地が点在し、経年劣化が進んでいるため、建替えや計画的な改修により長寿命化を図る必要がある。また、被災者支援の観点から、災害公営住宅の早期完成に向けて取り組まなければならない。

⑥ その他

防犯については、高齢者世帯や空き家の増加など、犯罪の温床とならぬよう、防犯意識の高揚を図りつつ、関係機関と連携して地域ぐるみの防犯対策を強化する必要がある。

住宅所有形態（平成27年国勢調査）

区分	持ち家	公営住宅	民間借家	給与住宅	間借り	その他	合計
戸数(戸)	5,331	551	404	109	38	13	6,446
比率(%)	82.7	8.5	6.3	1.7	0.6	0.2	100.0

町営住宅（令和3年4月1日）

区分	公営住宅	特定公共 賃貸住宅	一般住宅	合計
戸数(戸)	566	65	3	634

(2) その対策

① 令和2年7月豪雨災害対応

- ア 被災した道路や河川等の社会基盤の復旧・改良を早期に行うとともに、一日も早い完了を目指し、着実に事業を実施する。
- イ 被災した地域コミュニティの再生・強化を図るとともに、地域の防災力向上に繋がる支援に取り組む。
- ウ ハード・ソフト両面で災害に強いまちづくりを進め、誰もが災害の不安を感じることなく、安全で安心して暮らせる生活環境を整える。
- エ 被災者の住まい確保のため、災害公営住宅整備を迅速に進める。

② 水道施設

- ア 水需要に対応した配水管の整備に努めるとともに、経年劣化した施設等の更新と耐震化を計画的に推進する。
- イ 山間地等における小規模集落の安定した水の供給のため、飲料水供給施設の整備に努める。

③ 生活排水処理施設

- ア 事業区域での農業集落排水事業への加入を促進するとともに、施設の適正な維持管理に努める。
- イ 老朽化した施設の更新時に統合等を検討することにより施設の適正化を図る。
- ウ 経営状況の正確な把握を可能とするため、公営企業会計に移行する。
- エ 効率的な事業実施が可能な浄化槽の普及を積極的に推進する。

④ 廃棄物処理施設

- ア 環境への負荷を軽減するため、家庭や事業所における省エネやグリーン購入、ごみの減量などの啓発活動を推進する。
- イ 製品等のリデュース、リユース、リサイクルを推進し、廃棄物の発生を抑制する。
- ウ 住民や事業者が主体となって行う清掃などの環境活動を積極的に支援する。
- エ 清掃センター田浦事業所の焼却施設解体を適正に進める。
- オ 災害廃棄物の処理については、計画的に適正かつ円滑・迅速に処理を実施する。

⑤ 公営住宅

- ア 「芦北町公営住宅等長寿命化計画」を基に、公営住宅の快適性向上のため、経年劣化した施設の改修を図るとともに、施設のバリアフリー化に努める。
- イ 住宅毎に、建替えや改修等の活用手法の選定を行い、住宅の長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図る。

⑥ その他

- ア 住宅需要に応じた宅地開発の検討や遊休公有地の活用を検討する。
- イ 公共施設を中心に防犯設備の設置を推進するとともに、地域の実情に応じて設備の設置を支援する。
- ウ 恒常的に冠水等の被害を受ける地区については、強制排水施設を整備するなど住民の安全を確保する。
- エ 防犯、防災、生活環境の向上のため、空き家対策に努める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設 上水道 その他	水道施設更新事業 飲料水供給施設整備支援事業	町 水道組合	
	(2) 下水処理施設 農村集落排水施設 その他	公営企業会計移行事業 農業集落排水処理施設更新事業 浄化槽設置費助成事業	町 町 個人、事業者	
	(3) 廃棄物処理施設	清掃センター田浦事業所焼却施設解体事業 クリーンセンター整備事業	町 広域行政事務組合	
	(5) 消防施設	消防施設整備事業 救助工作車整備事業 積載車整備事業 小型動力ポンプ購入事業 消防車両整備事業 防災拠点整備事業	町 広域行政事務組合 町 町 広域行政事務組合 町	
	(6) 公営住宅	公営住宅改修事業 地域優良賃貸住宅建設事業	町 町	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 生活 防災・防犯	ごみ収集所施設整備費助成事業 家庭用生ごみ処理機購入費助成事業 自然災害防止事業 急傾斜地崩壊対策共同事業 住宅耐震化促進支援事業 防犯灯設置事業 防犯カメラ等設置事業	行政区 個人 町 県 個人 個人、町 個人、町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

芦北町公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 子育て環境

本町の合計特殊出生率は1.78と、全国平均や県内平均を上回っているが、核家族化、地域のつながりの希薄化、就労形態の多様化など、子育て世帯をめぐる環境は著しく変化している。

妊娠・出産を望む人が安心して妊娠、出産でき、希望する子どもの人数を育てることができる環境づくり、妊娠期から子育て期まで切れ目のない総合的な子育て環境の整備が必要である。また、併せて教育・保育サービスの拡充や、子育てに伴う経済的支援の推進が求められる。

出生数（熊本県推計人口調査）

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
出生数（人）	96	94	92	100	70	92

② 高齢者、障がい者の保健及び福祉

令和2年10月現在、本町の高齢化率は45.2%と、県内平均の31.6%を大きく上回る状況となっている。一人暮らしの世帯や高齢者のみの世帯は年々増加が見込まれ、身寄りのない高齢者や孤独死などが問題となっている。医療・保健・福祉・介護の関係機関が連携して取り組む地域包括ケアシステムの構築を図り、誰もが生涯にわたり、安心して暮らせるよう切れ目のないサービスの確保を目指した体制づくりが求められる。

また、近年、障がい者の増加、高齢化及び障がいの重度化がみられ、障がい者を取り巻く福祉ニーズが多様化している傾向にある。障がいに対する理解の促進や、障がいのある人が主体性と自主性を確保し、その能力を十分に発揮しながら社会のあらゆる分野に積極的に参加できるような施策の推進が必要である。

高齢者数の推移（熊本県推計人口調査）

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口（人）	17,661	17,325	16,985	16,632	16,189	15,811
高齢者数（人）	7,056	7,068	7,112	7,126	7,125	7,141
高齢化率（%）	40.0	40.8	41.9	42.8	44.0	45.2

③ 健康づくり

町民一人ひとりが、「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、生涯現役・健康寿命の延伸を目指し、それぞれの健康状態に応じた健康づくりを推進することが必要である。

(2) その対策

① 子育て環境

- ア 子育て家庭の経済的負担軽減のため、医療費助成や副食費の無償化を推進する。
- イ 子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援体制を整備する。
- ウ 関係機関との連携による児童虐待への迅速な対応と子どもの保護に努める。
- エ 保護者の就労形態の多様化等による教育・保育ニーズに対応し、希望するすべての人が安心して子どもを預けることができるようにするため、延長保育や一時預かり等の保育サービスの充実を進める。
- オ 保育の質の向上を図るため、保育人材の雇用等に関する補助の実施や、定期的な施設監査を実施し、指導・助言を行う。
- カ 子どもたちが安心して過ごせる施設環境の充実に努める。

② 高齢者、障がい者の保健及び福祉

- ア 自主的な活動や日常生活における外出の促進を図り、生きがいづくりと社会参加を支援する。
- イ 住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう日常生活の充実を支援する。
- ウ 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図る。
- オ 計画的な施設整備を行う。
- カ ユニバーサルデザインの視点から、誰もが利用しやすい社会環境づくりに努める。
- キ 障がいのある人が、障がいを理由とする不利益な取り扱いを受けることのないよう、啓発等を通じて、安心して暮らすことができる環境づくりに取り組む。

③ 健康づくり

- ア 地域住民、関係機関及び関係団体との連携を図り、地域、各種団体等の健康づくり活動を支援する。
- イ 町民の健康保持・増進のため、子どもから高齢者まで気軽に取り組める「あしきた健康体操」の全町的な普及を図る。
- ウ 普及啓発や健診、健康教育等を行い、生涯を通じた健康づくりを推進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	保育所等整備事業	事業者	
	(2) 認定こども園	認定こども園施設整備事業	事業者	
	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	子ども医療費助成事業	町	
		ひとり親等家庭医療費助成事業	町	
		保育所等副食費助成事業	町	
		一時預かり事業	事業者	
		延長保育事業	事業者	
		障害児保育事業	事業者	
		放課後児童健全育成事業	事業者	
		保育体制強化事業	事業者	
	高齢者・障がい者福祉	老人公衆浴場入浴料助成事業	町	
		高齢者住宅改造費助成事業	町	
		緊急通報体制等整備事業	町	
		障害者公衆浴場入浴料助成事業	町	
		障害者住宅改造費助成事業	町	
	健康づくり	水俣・芦北地域見守り活動推進事業	町	
		健康づくり推進事業	関係機関、町	
		健康教育相談事業	町	
	その他	不妊治療費助成事業	町	
	(9) その他	子ども・子育て支援施設整備事業	事業者	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

芦北町公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療機関は26施設あるが、そのほとんどが町の中心部に位置している。医療機関までの距離が10kmを超える山間地域の集落もあり、町内でも医療体制の偏在性が高い状況にある。山間部で唯一の医療機関である町立の吉尾温泉診療所は、地域医療を支える拠点として大きな役割を担ってきたが、令和2年7月豪雨災害により被災し、休診が続いている。さらに、受診科目によっては、八代市や水俣市など、他市町村の医療機関を利用する町民も多く、通院に要する時間や費用の負担が大きくなっている。

休日の医療については、水俣市芦北郡医師会により在宅当番医制をとっており、また、重症救急患者に対する医療は、水俣市にある二次救急医療機関によって行われている。今後も医療機関相互の連携を継続していく必要がある。

町民のだれもが生涯にわたって安心して暮らしていけるよう、医療サービスの提供体制を整え、医療・保健・福祉・介護の関係機関が連携して取り組む地域包括ケアシステムの構築が求められている。

医療施設数（令和2年4月1日）

総数		病院		診療所					
施設	病床	施設	病床	小・内・外科	産婦人科	眼科	耳鼻咽喉科	歯科	その他
26	359	3	289	16	0	1	0	5	1

(2) その対策

ア 医療機関相互の連携を継続し、安定した医療提供体制を維持する。

イ 医療・保健・福祉・介護の関係機関が連携して取り組む地域包括ケアシステムの構築を目指す。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の 確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	在宅当番医制運営事業 病院群輪番制運営共同事業	水俣市芦北郡医師会 水俣市・津奈木町・芦北町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

芦北町公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育の充実

本町における児童・生徒の推移は、昭和30年代をピークに、総人口とともに減少を続けている。

国際化、情報化、少子化など社会環境の変化が著しい中、本町の将来を担う子どもたちに「知・徳・体」のバランスのとれた教育を行うことの必要性が増々高まっている。このため、基礎学力の向上はもとより、時代の変化に対応するための多様な能力を備えることや心の教育、地域教育などの情操教育や国際理解教育、情報化教育などの総合的な推進や、安心して学ぶことのできる施設整備が必要となる。また、地域住民の理解と協力を得ながら学校統廃合を進めてきたが、今後も児童・生徒数の減少が見込まれることから、学校規模の適正化についても検討を続けていく必要がある。

なお、地元で唯一の高等学校である芦北高校の魅力を高め入学者を確保することは、地域活力の維持につながることから特色ある学校づくりを支援する必要がある。

② 競技スポーツ・生涯スポーツの推進

スポーツに対する町民の意識は、競技スポーツに加え、健康づくり・体力づくりのための生涯スポーツへ変化している。町民に元気と活力をもたらす競技スポーツの推進のため選手の育成・強化を図る一方、健康づくりに役立てられるスポーツ指導者の育成が必要である。また、これらの推進のため、運営体制と施設の充実を図る必要がある。

③ 生涯学習の推進

生涯学習については、子どもから高齢者まで町民の誰もが生涯にわたって学習できるメニューの提供と環境づくりを進める必要がある。

学校・体育館・プールの設置状況（令和3年4月1日）

区分	学校数	体育館	プール
小学校	6	6	6
中学校	3	3	3
計	9	9	9

小学校別児童数・学級数の推移

(単位：人、学級)

区 分	平成 7 年度		平成 16 年度		平成 21 年度		平成 26 年度		令和 2 年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
田浦小学校	205	7	146	6	221	9	199	9	173	9
小田浦小学校	94	6	86	6	(廃校)	—	—	—	—	—
海浦小学校	64	6	26	4	(廃校)	—	—	—	—	—
井牟田小学校	28	3	(廃校)	—	—	—	—	—	—	—
佐敷小学校	461	14	313	14	267	13	278	13	270	14
計石小学校	102	6	61	5	53	5	(廃校)	—	—	—
大尼田小学校	32	4	(廃校)	—	—	—	—	—	—	—
大野小学校	96	6	66	6	74	6	43	4	41	5
白木小学校	59	5	43	4	(廃校)	—	—	—	—	—
告小学校	17	3	12	3	(廃校)	—	—	—	—	—
大岩小学校	37	4	12	2	(廃校)	—	—	—	—	—
吉尾小学校	48	3	11	3	16	3	12	3	5	2
湯浦小学校	317	13	200	7	186	7	169	8	199	9
女島小学校	75	6	34	4	(廃校)	—	—	—	—	—
内野小学校	64	6	81	7	63	6	44	4	59	6
丸米小学校	43	4	(廃校)	—	—	—	—	—	—	—
古石小学校	36	5	(廃校)	—	—	—	—	—	—	—
古石小学校熊ヶ倉分校	2	1	(廃校)	—	—	—	—	—	—	—
総 数	1,780	102	1,091	71	880	49	745	41	747	45

中学校別児童数・学級数の推移

(単位：人、学級)

区 分	平成 7 年度		平成 16 年度		平成 21 年度		平成 26 年度		令和 2 年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
田浦中学校	215	7	165	7	141	6	113	6	87	4
佐敷中学校	263	10	250	8	187	8	193	9	177	7
大野中学校	88	3	58	3	55	4	(廃校)	—	—	—
吉尾中学校	53	3	(廃校)	—	—	—	—	—	—	—
湯浦中学校	300	10	212	7	137	6	132	7	96	5
総 数	919	33	685	25	520	24	438	22	360	16

(2) その対策

① 学校教育の充実

ア 教職員の各種研修会への派遣などによる教師の指導力向上と学力検査の結果を踏まえた継続的な指導体制の構築、ICTを有効活用した教育の実施などにより児童・生徒の基礎学力の向上を図る。

イ 関係機関との連携により心の教育の充実を図るとともに、食育の推進や武道（空手道）の授業を通じて、健全な身体と礼節を重んじる生活態度の育成を図る。

ウ 児童・生徒の減少が見込まれることから、学校規模の適正化について検討するとともに、スクールバスの整備充実に努める。

エ 学校施設及び設備等の老朽化に伴う計画的な改修・修繕を進め、子どもたちが安心して学べる教育環境の整備に努める。

オ 芦北高校の入学者確保や魅力ある学校づくりに資するよう総合的な支援に努める。

② 競技スポーツ・生涯スポーツの推進

ア スポーツ競技団体と連携を図り指導者の育成・強化を図るとともに、トップアスリート合宿誘致などを通して競技力向上やスポーツ普及に努める。

イ 施設の適正管理に努めるとともに、施設間の連携を図り、スポーツ活動や各種イベント活動を安定的に推進する環境づくりを進める。

③ 生涯学習の推進

ア 生涯学習への町民ニーズを把握し、魅力ある講座づくりなど内容の充実を図るとともに、活動内容を発表する機会の提供に努める。

イ 教育機関や福祉団体など各種団体と連携を深め、世代間・地域間交流の場として総合コミュニティセンターの充実に努めるとともに、定住自立圏共生ビジョンに基づき、図書館の相互利用を促進する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育 関連施設 スクールバス・ポート その他	スクールバス整備事業 I C T 機器等整備事業	町 町	
	(3) 集会施設、 体育施設等 体育施設	体育施設改修事業	町	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育 高等学校 生涯学習・スポーツ	スクールバス運行事業 遠距離通学費助成事業 通学費助成事業 地域学校協働本部事業 放課後子ども教室推進事業 芦北高校総合支援事業 総合型地域スポーツクラブ活動支援事業 スポーツ振興支援事業	町 町 町 実行委員会 町 芦北高校 J K A トレジ ャークラブ 町	

		生き生き大学運営事業 文化振興事業	町 町	
--	--	----------------------	--------	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

芦北町公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町では、地区住民自らが主体的に活動へ参画するまちづくり支援事業や、まちづくり団体による地域資源を生かした活動が行われている。

一方で、社会環境や住民の価値観の変化やライフスタイルの多様化により、地域内のコミュニティが希薄化し活動の停滞も見られ、山間部の小集落においては、人口減少や高齢化により本来集落が果たしてきた生活基盤の機能維持が困難になってきている。

加えて、令和2年7月豪雨災害の被災地域においては空き家・空き地の増加が懸念されており、集落の基礎となる個々の住まい・生活の再建が求められている。

集落の健全な維持のために、道路整備や公共施設の適正配置などの機能補完を行い、自治公民館組織活動や地域レクリエーション等の活動を活発化させ、行政区機能の充実と活性化を図る必要がある。今後も過疎対策事業等による集落環境の整備を行い、魅力的で住みやすい地域を創造する必要がある。

(2) その対策

① まちづくり団体の育成と連携

ア まちづくり団体、NPO法人やボランティア団体など、まちづくりに取り組む多様な担い手の組織づくりや活動に対して積極的な支援を行い、連携して活性化に取り組む。

② 自治活動の推進と環境整備

ア まちづくり支援事業における町職員の地区担当制を継続し、行政区や公民館の活動に対して支援を行うとともに、行政区間の連携強化や規模適正化について住民の意向を踏まえながら検討を行っていく必要がある。

イ 各地区のコミュニティ活動の拠点施設である地区公民館の整備や機能充実に対する支援を行うとともに、町内の集落間交流のための道路網整備を推進する。

③ 広域連携の推進

ア 定住自立圏共生ビジョンに基づき、圏域を結ぶ交通ネットワークの整備を促進し、集落の日常生活の利便性と安全性を高める。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落 再編整備	地区公民館施設整備支援事業	地区公民館	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	地区公民館施設整備支援事業 まちづくり支援事業	地区公民館 行政区	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

芦北町公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町は、令和3年4月1日現在、国指定文化財2件、国登録有形文化財12件、国選択無形民俗文化財1件、県指定文化財5件、町指定文化財63件、計83件の文化財を有している。国指定史跡である「佐敷城跡」をはじめ、国登録有形文化財の「藤崎家住宅（赤松館）」や県指定重要文化財「天下泰平銘鬼瓦」のほか、棒踊りや臼太鼓踊りなどの郷土芸能といった多種多様な文化財を数多く有しており、貴重な財産であるこれらの文化的資源を保存し、次の世代に継承していく必要があるが、地域人口の減少や担い手の高齢化により今後の文化財の管理や継承が大きな課題となっている。

町勢や自然環境、原始・古代から現在までの歴史的変遷等を総括した町誌編さん事業を進めており、令和2年度に「図説 芦北の歴史」を刊行し、令和3年度に本編を刊行予定である。今後も郷土の歴史や文化に関する継続的な調査、情報発信や普及啓発を推進し、郷土の歴史や文化財の保存継承への理解を進めていく必要がある。

(2) その対策

① 文化財の調査・保存

- ア 文化財を継続的に調査、研究するとともに、指定文化財管理者および郷土芸能保存団体の保存継承活動の支援を積極的に行う。
- イ 国指定史跡の佐敷城跡については、「佐敷城跡保存管理計画」に沿った保存・活用に努めるとともに、佐敷城の前身である佐敷東の城跡の発掘調査を実施し、学術研究を総合的に進めていく。
- ウ 未指定文化財について、文化財指定を推進し、保護を図る。

② 文化財の活用

- ア 文化財の総合的な保存活用を図るため、文化財保存活用地域計画の策定に取り組む。
- イ 案内板の設置や周辺ルートの設定など、指定文化財や薩摩街道の周辺整備を一体的に推進する。
- ウ 総合コミュニティセンター内の歴史資料展示室で、町内遺跡出土物を中心とした展示を行い、郷土史への理解につなげるとともに町民共有の財産として保管する。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化 の振興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	佐敷城跡調査事業 佐敷東の城跡調査事業 文化財調査事業 町誌編さん事業	町 町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

芦北町公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化などの環境問題の解決に向けて、世界各国で再生可能エネルギーの研究・生産が進み、温暖化防止に向けた取組が進められている。

令和2年7月豪雨時には、住宅や工場などへの電力供給の停滞も起こったため、エネルギー自給システムを構築する必要性もある。

本町においても、安全で安心できる持続可能なまちづくりの実現のため、再生可能エネルギーの導入を検討する。

(2) その対策

ア 町有施設における再生可能エネルギー（太陽光発電設備、蓄電池等）の導入を検討する。

イ 町民や事業者に対する意識の醸成、情報提供に努めるとともに、周辺環境等に配慮し、再生可能エネルギーの活用を促進する。

ウ 町民・事業者・町が自らの行動と環境との関係を自覚し、環境への負荷が少ない行動を選択し、継続する。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

芦北町公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

本町は、豊かな自然環境と多様な生態系を有しており、この自然を保全しつつ快適な生活環境を整備し、次の時代へ引き継いでいくためには、不断の環境保全活動を推進していくことが重要である。

また、我が国の公害の原点と言われる水俣病の教訓を生かし、水俣病の情報発信に努め、環境を守ることの大切さとより良い環境づくり、地域社会づくりにつなげる活動を推進していくことが求められている。

(2) その対策

- ア 多様な生態系の保護に努め、自然環境と快適な生活環境の保全を図る。
- イ 住民や事業者が主体となって行う清掃などの環境保全活動を積極的に支援する。
- ウ 水俣病について広く情報を発信し、正しい理解促進と地域の融和を図る。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

芦北町公共施設等総合管理計画に定める基本方針に基づき、整合性を図りながら過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

事業計画（令和3年度～令和7年度）【過疎地域持続的発展特別事業分】

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流 の促進、 人材育成	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 移住・定住 地域間交流 人材育成	空き家利活用支援事業 地域おこし協力隊事業 移住定住促進事業 結婚支援事業 漁業者と小中学生の共生・ 交流支援事業 圏域内産業の魅力創出及び人材育成・マッチング	町 町 町 町 (定住自立圏) 町 定住自立圏	外部からの人 材確保及び地 域内での人材 育成による人 口減少の抑制 に資するもの で、効果は一 過性でなく将 来に及ぶ事業 である。
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業 商工業・6次産業化 観光	農林漁業経営支援事業 農林漁業担い手対策事業 多面的機能支払交付金事業 中山間地域等直接支払事業 有害鳥獣被害防止等対策事業 耕作放棄地対策事業 農林水産物ブランド化推進事業 再造林・間伐等促進事業 森林整備地域活動支援事業 森林環境保全整備事業 木造住宅建築支援事業 木育推進事業 内水面漁業振興支援事業 商工業経営支援事業 八代圏域ツナガル推進事業 中小企業人材育成副業人材活用支援事業 中小企業者等持続化補助金支援事業 温泉塩開発事業 商工業振興支援事業 シトラス観光圏推進共同事業 うたせ船保存対策支援事業	個人等 個人等 集落組織 集落組織 個人、集落組織 町 JA、漁協 森林組合等 町 町 個人 町 内水面漁協 事業者 町 (定住自立圏) 町 町 町 商工会 町 (定住自立圏) 町	担い手確保、 生産性の向上 及び地域資源 の活用による 地域産業の活 性化に資する もので、効果 は一過性でな く将来に及ぶ 事業である。

	企業誘致	企業誘致事業	町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	ふれあいツクールバス運行事業 一般タクシー空白地域解消事業 乗合ワゴン実証運行事業 地方バス路線維持事業 肥薩おれんじ鉄道運行対策支援事業	町 町 町 産交バス(株) 肥薩おれんじ鉄道(株)	住民の移動手段の確保による利便性向上や地域間の交流促進に資するもので、効果は一過性でなく将来に及ぶ事業である。
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活 防災・防犯	ごみ収集所施設整備費助成事業 家庭用生ごみ処理機購入費助成事業 自然災害防止事業 急傾斜地崩壊対策共同事業 住宅耐震化促進支援事業 防犯灯設置事業 防犯カメラ等設置事業	行政区 個人 町 県 個人 個人、町 個人、町	快適で安全安心な生活環境の整備による定住促進に資するもので、効果は一過性でなく将来に及ぶ事業である。
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉 高齢者・障がい者福祉 健康づくり	子ども医療費助成事業 ひとり親等家庭医療費助成事業 保育所等副食費助成事業 一時預かり事業 延長保育事業 障害児保育事業 放課後児童健全育成事業 保育体制強化事業 老人公衆浴場入浴料助成事業 高齢者住宅改造費助成事業 緊急通報体制等整備事業 障害者公衆浴場入浴料助成事業 障害者住宅改造費助成事業 水俣・芦北地域見守り活動推進事業 健康づくり推進事業	町 町 町 事業者 事業者 事業者 事業者 事業者 町 町 町 町 町 町 町 推進団体、町	子育て世帯や高齢者等へのサービス確保による住民の福祉向上に資するもので、効果は一過性でなく将来に及ぶ事業である。

	その他	健康教育相談事業 不妊治療費助成事業	町 町	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業 その他	在宅当番医制運営事業 病院群輪番制運営共同事業	水俣市芦北郡医師会 水俣市・津奈木町・芦北町	医療機関との 協力体制の整 備による医療 の確保に資す るもので、効 果は一過性で なく将来に及 ぶ事業である。
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育 高等学校 生涯学習・スポーツ	スクールバス運行事業 遠距離通学費助成事業 通学費助成事業 地域学校協働本部事業 放課後子ども教室推進事業 芦北高校総合支援事業 総合型地域スポーツクラブ活動支援事業 スポーツ振興支援事業 生き生き大学運営事業 文化振興事業	町 町 町 実行委員会 町 芦北高校 JKATレジャークラブ 町 町 町	教育環境の整 備や支援、生 涯学習の推進 による人材育 成及び地域活 力維持に資す るもので、効 果は一過性で なく将来に及 ぶ事業である。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	地区公民館整備支援事業 まちづくり支援事業	地区公民館 行政区	集落における 環境整備や活 動支援による 集落機能の維 持及び地域活 性化に資する もので、効果 は一過性でな く将来に及ぶ 事業である。
10 地域文化の 振興等	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 地域文化振興	佐敷城跡調査事業 佐敷東の城跡調査事業	町 町	地域の歴史や 文化財の調査 による伝統文 化の振興や保

		文化財調査事業 町誌編さん事業	町 町	存継承に対する理解促進に資するもので、効果は一過性でなく将来に及ぶ事業である。
--	--	--------------------	--------	---